

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術 の国際実証事業について

2025年6月版

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
海外展開部



NEDOが行う海外実証の必要性



① 技術リスク

日本と大きく異なる相手国の事業環境に大きく依存するビジネスのため、技術が実際に相手国で適用可能か大きな不確実性が存在。

- ・電力・燃料供給の状況
- ・必要な原材料の調達やサプライチェーンの状況
- ・気候への依存度の高さ
- ・オペレータの熟練度や顧客の行動の違い 等

② 制度リスク

相手国政府による政策（規制及び導入促進策）が市場形成の必須条件となることが多く、自国内に実績がなく効果が未知数の技術は、効果の有無によらず措置の対象外となり市場が形成されにくい。

日本企業の海外実証に係る課題	NEDOが関わることにより
法制度が異なる海外での技術実証では、相手国の政府機関を巻き込んだ体制が有効。また、予想外のトラブルは、民間企業だけでは交渉が難しい。	NEDOが、相手国と目的や実施内容を合意した上で、政府間のフレームワークを構築することや、事業に遅延やトラブルが生じた時に、相手国政府機関を含めた早期の対応ができる可能性がある。
必要な許認可取得に時間がかかる。	必要な許認可取得に向けて、資料の提供や最適なプロセスでの交渉ができる可能性がある。
海外での技術実証は、民間企業にとって経験が少ない場合があり、リスクが高い。	これまでのNEDOの海外実証の経験を事前に事業者と共有し、助言することが可能。
実証事業終了後の成果の普及、営業活動について不安がある。	実証事業終了後に相手国政府機関と共同でセミナーを開催する等、普及促進の支援を提供できる可能性がある。



1. 事業概要	P 4 ~ 1 1
2. 応募要件及び実施項目	P 1 2 ~ 1 9
3. まとめ	P 2 0 ~ 2 2
4. 補足	P 2 3 ~ 3 4

1. 事業概要



事業の目的



- 我が国が強みを有するS+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する技術を対象に、我が国と環境が異なる海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに有効性を示し、国内外での普及に結び付ける。この取組を通じて、**我が国のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献することを目的**としている。
- 国内事業と同様に基本計画と実施方針（以下URLの最下部）で目的や方法などを定めている。
https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html

大規模ハイブリッド蓄電池システム実証（ドイツ）



余剰バガス原料からの省エネ型セルロース糖製造システム実証（タイ）



蓄電池の送電・配電併用運転実証（米国）



10分間充電運行による大型EVバス実証（マレーシア）



可搬型蓄電池シェアリング実証（インドネシア）





実施例



米州

- レドックスフロー電池(アメリカ)
- 都市間EV充電所 (アメリカ)
- 省エネビル (アメリカ)
- ハイブリッドインバーター(カナダ)

中東・アフリカ

- 省エネ型排水再生システム(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化 (サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化・水再利用(南アフリカ)

※NEDO海外事務所が必要に応じて支援。

米州 (ワシントン、シリコンバレー)

欧州 (パリ)

インド (ニューデリー)

ASEAN (バンコク)

北東アジア (北京)

欧州

- 地産地消型スマートコミュニティ(ドイツ)
- ハイブリッド蓄電池システム (ドイツ)
- 直流送電システム (イタリア)
- 空調デマンドレスポンス (ポルトガル)
- コジェネレーションシステム(ウズベキスタン)
- スマートコミュニティ (スロベニア)
- スマートグリッド(ポーランド)

北東アジア

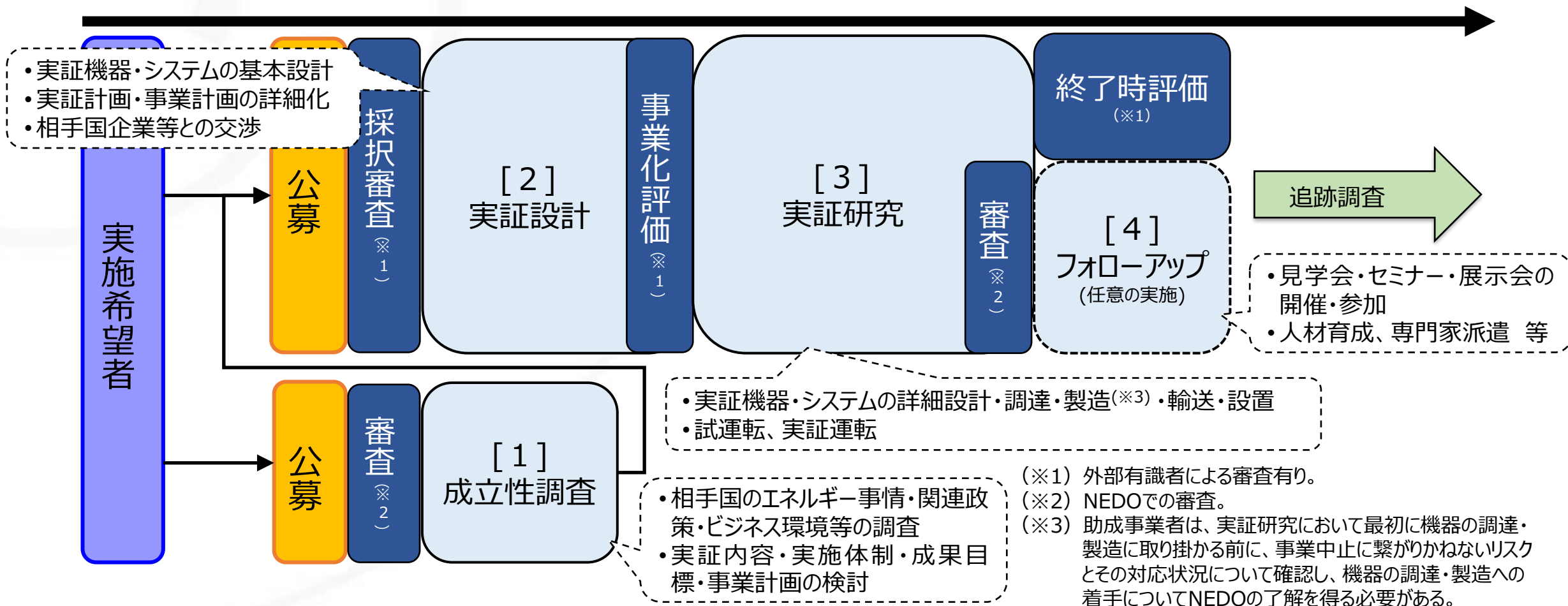
- バイオエタノール(中国)
- 省エネビル(中国)
- エネルギーマネジメントシステム (中国)

インド

- 大規模太陽光発電システム
- スマートグリッド
- 製鉄所エネルギーセンター
- グリーンホスピタル

ASEAN

- 産業廃棄物発電(ベトナム)
- セルロース糖製造システム(タイ)
- EVバス運行システム(マレーシア)
- 新公共交通システム(フィリピン)
- 電動二輪車電池シェアリング (インドネシア)
- 圧縮天然ガス (CNG)車(インドネシア)



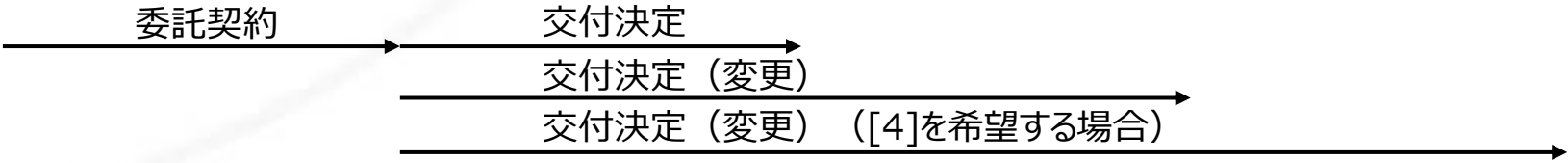


各フェーズの実施形態、予算、期間、対象費用



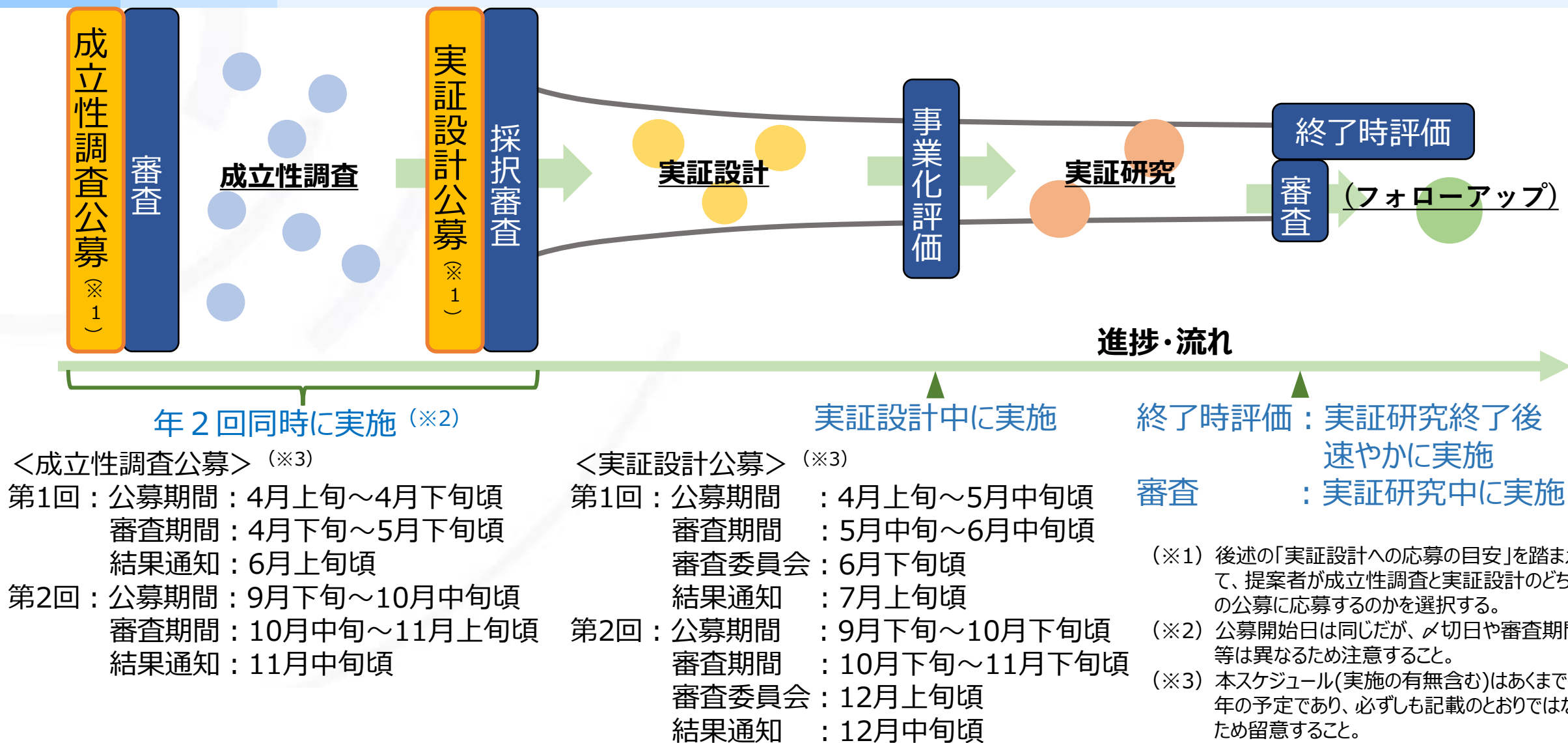
成立性調査は委託事業、実証設計・実証研究・フォローアップは助成事業として実施。
助成事業の予算規模は事業者負担分を含む1テーマあたりの額。

		[1]成立性調査	[2]実証設計	[3]実証研究	[4]フォローアップ ^o	
期間(原則)		1年以内	1年半以内	3年以内	1年以内	対象費用
予算規模(原則)	委託	2,000万円以内	—	—	—	労務費、その他経費、間接経費、再委託費（原則不可）
	助成	—	4,000万円以内	40億円以内	2,000万円以内	機械装置等費（[3]のみ）、労務費、その他経費、委託費・共同研究費 補助率：大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3





公募から実証研究までの流れ





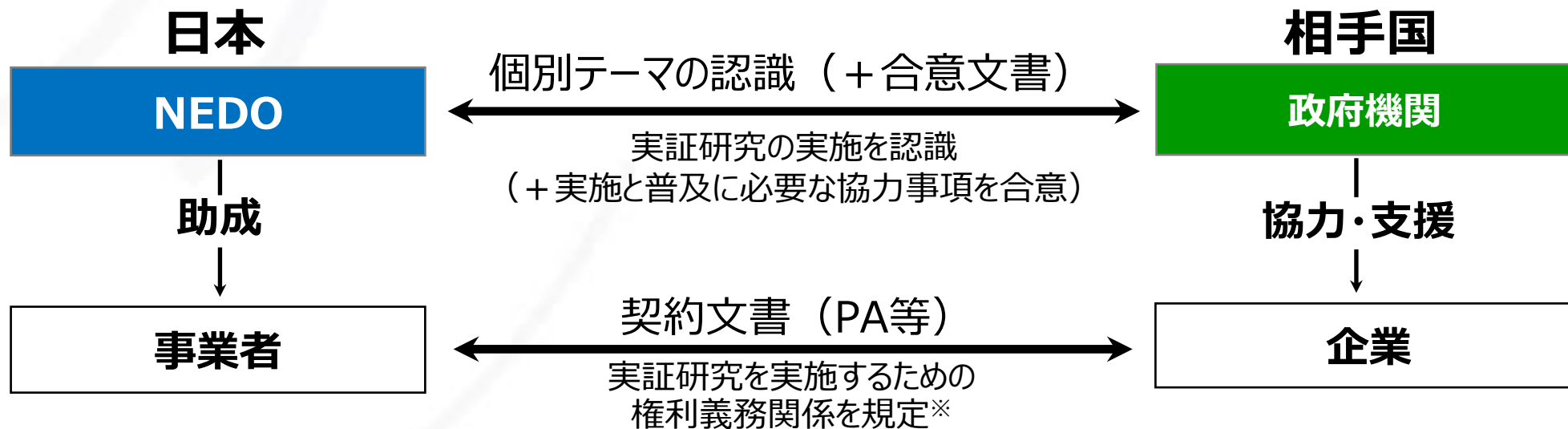
- 現地調査や相手国政府機関等へのヒアリングにより**現地のニーズを把握**し、それに応える**技術が提案**されている。
- 提案技術が普及するために乗り越えるべき**技術課題**が示され、その解決に役立つ**実証研究が計画**され、必要な**目標が設定**されている。
- NEDOの規程**（特に、取得財産の所有と処分制限、収入の控除、収益納付）を考慮した**実施体制が構築**され、資金計画が立てられている。
- 実証の実施に**必要な手続が調査**されており、その取得期間を考慮した**実証計画が作成**されている。
- 市場分析、競合分析を踏まえた**ビジネスモデルが構築**され、普及時の**経済的な優位性が定量的に示**されている。



実証研究の体制



- 助成事業者と相手国企業との間で**契約文書（Project Agreement 等）**を締結することが実証研究を開始するための条件となる。締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできない。
- NEDOと相手国政府機関との間で必要に応じて**合意文書**を締結し、事業者の活動を支援することが可能。
- 助成事業者とNEDOの関係は、**国際実証研究費助成金交付規程**に基づき規定される。



- 助成事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びPAの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担い、NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供等を行う他、相手国政府機関に本事業について説明を行う。また、NEDOは相手国政府機関と必要に応じて合意文書を締結し、支援を行う。
- NEDOは、相手国政府機関（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めるが、相手国政府機関に起因する合意文書の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関による不履行若しくは不遵守について一切責任を負わない。

※必要な規定内容等は「実証設計以降の実施内容及び手続説明」参照

2. 応募要件及び実施項目



対象とする技術・実証研究の要件



- (1) 顕著なエネルギー消費削減効果・化石燃料代替効果が期待できる我が国の技術。
- (2) 実証研究の終了後、国内外市場での普及が期待される技術であること。
- (3) 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があること（重複の排除）。
- (4) 実用化に向けた技術課題が明確であること、又は実証を行う国・地域特有の運用上の課題が明確であること。
（課題がない製品・設備の導入補助事業ではないが、日本では確立された技術でも、異なる現地環境下での運用に技術的リスクがあるものは対象）。

なお、「新規性」は必須ではない。

- (5) 右の対象技術分野のいずれかに当てはまるもの。

対象技術分野

- ① 水素・アンモニア技術（燃料電池、水素エネルギー、アンモニア）
- ② 再生可能エネルギー技術（太陽光・風力・地熱発電、バイオマス燃料）
- ③ カーボンリサイクル・次世代火力発電技術（カーボンリサイクル、次世代火力発電、CCUS）
- ④ サーキュラーエコノミー技術（3R・水循環、フロン対策）
- ⑤ 産業技術（半導体・情報インフラ、AI・ロボット、バイオテクノロジー・材料、自動車・蓄電池、航空機・宇宙）

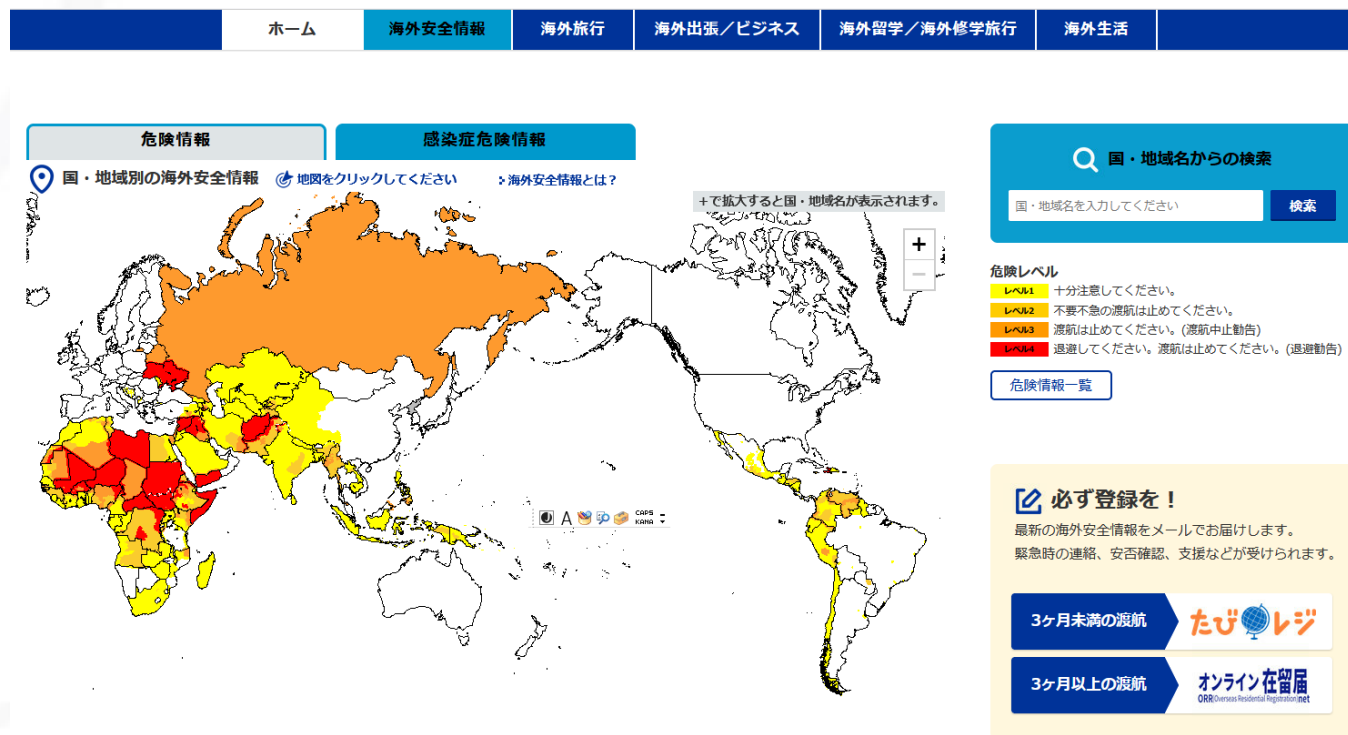
※各公募で対象とする技術分野は、公募毎に変更となる可能性があります。各公募の公募要領でご確認ください。



対象国・地域



- 対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域。
- ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除く。



海外安全情報（新着情報）



提案者の要件（成立性調査）



- 提案者は公募要領に示された応募要件を満たす、単独又は複数の企業等であること。
- 複数で提案する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡調整をする幹事提案者を定めるとともに、各提案者の責任と役割を明確にすること。
- 再委託・共同実施は原則不可。

<要件>

- ① 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有する事業者を必ず提案者又は共同提案者として体制に含めること。
- ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- ③ N E D O が調査を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人（登記法人）であること。または、後述の「外国法人の提案要件」の4つの要件全てを満たす外国法人であること。
- ⑤ 提案者（提案者が複数の場合は少なくとも1者）が、以下の2点を満たすこと。
 - I. 「実証研究」に必要な技術を有すること。
 - II. 「実証研究」に係る実証の構想を有すること。
- ⑥ 複数の企業等が共同して提案する場合は、実証に向けた各企業間の責任と役割が明確になっていること。



提案者の要件（実証設計）



- 提案者は公募要領に示された応募要件を満たす、単独又は複数の企業等であること。
- 複数で提案する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡調整をする幹事提案者を定めるとともに、各提案者の責任と役割を明確にすること。

<要件>

- ① 助成事業を的確に遂行するに足る**技術的能力**を有すること。なお、複数者で申請する場合、いずれかの者が当該技術を有していれば可。
- ② 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、**自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎**を有すること。
- ③ 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な**管理体制及び処理能力**を有すること。
- ④ 当該助成事業者が遂行する助成事業が、「**国際実証研究費助成金交付規程**」第3条第1項の**技術開発課題**を達成するために十分に有効な**研究開発**を行うものであること。
- ⑤ 当該助成事業者が助成事業に係る**企業化に対する具体的計画**を有し、その実施に**必要な能力**を有すること。
- ⑥ 本事業は、助成事業者が対象国の相手国企業と共同で実施する事業であり、実証研究の実施に当たっては両者が業務及び費用を分担して行うため、事業全体及び相手国企業による**分担業務の遂行について助成事業者が責任**を持つこと。また、助成事業者は、本事業を共同で実施する対象国の相手国企業と実証研究に向けた**基本的な合意**ができていることを示す**サポートレターを提出**すること。
- ⑦ **日本法人（登記法人）**であること。または、後述の「外国法人の提案要件」の4つの要件全てを満たす外国法人であり、かつ交付申請時に「**国際実証研究費助成金に係る確約書**」を提出すること。



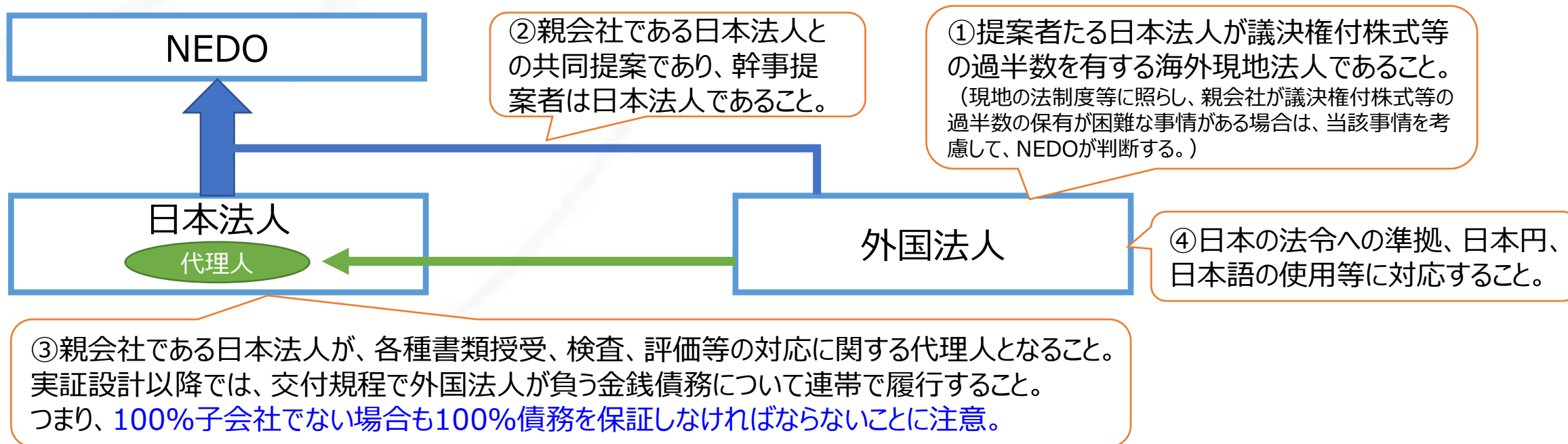
外国法人の提案要件



- 国費を使うため提案者は日本法人（登記法人）としているが、現地で実証研究やビジネス展開のためには海外現地法人との連携が重要であることから、①から④の4つの要件全てを満たす場合は、海外現地法人も共同提案者として提案することができる※。
- ①を示す書類を応募時に提出すること。
- ③④等をNEDOに約束するため、実証設計以降においては、交付申請時に当該海外現地法人は親会社と連名で「国際実証研究費助成金に係る確約書」の提出すること。

※再委託先（成立性調査）または委託・共同研究先（実証設計及び実証研究）、もしくは外注先として、外国法人を実施体制に組み込んで提案する場合は本要件は不要。

【外国法人の提案要件①～④】





調査項目（成立性調査）



1) 対象技術の妥当性検討

- ① 対象技術の必要性調査
- ② 対象技術の有効性調査

2) 実証研究計画の作成

- ① 相手国企業・実証サイト
- ② 実施体制
- ③ 実証研究等のスケジュール
- ④ 実証研究等に関わる所要額
- ⑤ 実証研究実施中及び終了後の実証設備

3) 実証研究で目指す成果目標

4) 実証研究の実施に必要な手続

5) 実証研究期間中のリスク管理

6) 対象技術の普及可能性

- ① 事業環境・事業戦略
- ② 事業体制
- ③ 事業の収益性
- ④ 目指す普及の姿

※詳細は別途「成立性調査共通仕様書」をご参照ください。



- ①実証研究で導入する施設・設備の基本設計
- ②実証研究等の計画詳細化
 - 1) 実証研究等のスケジュールの確定
 - 2) 実証研究等に関わる所要額の積算
 - 3) 実証研究の実施中及び終了後における実証設備の取扱いの明確化
 - 4) 相手国企業との間で締結する契約文書（PA等）の調整・合意
 - 5) 実施サイトにおける原油削減効果・温室効果ガス排出削減効果の確認
- ③実証研究で目指す成果目標の確認
- ④実証研究の実施に必要な手続きの検討
- ⑤実証研究期間中のリスク管理の具体化
- ⑥適用技術の普及可能性（経済性評価）の詳細化

※詳細は別途「実証設計以降の実施内容及び手続説明」をご参照ください。

3. まとめ



- ✓ 本事業は、日本の公的機関の海外での技術実証支援事業としては最大級の支援金額規模をもつものの一つ。
- ✓ 実証設計への応募は実証内容が確定していることを要件としており、補助金適正化法やNEDOルールへの理解も含め、実証内容について調整事項が残る場合は成立性調査への応募を推奨。
- ✓ 技術実証事業である為、提案については①実証技術に明確な技術的課題（技術実証要素）があり、②その課題を本実証事業によりどのように解決し、③どのように国内外市場での普及につなげるかを説明できることが必要。

※実証のコアとなる技術を自ら所有していないコンサル・商社等は特に注意

～ まずは積極的な個別相談等お問合せをお待ちしております～



個別の問い合わせや応募相談については、随時受け付けています。
下記の問い合わせ先宛に、電子メールにてご連絡ください。

<問い合わせ先>

NEDO海外展開部 国際実証ユニット

E-mail: kokusaijissyou@ml.nedo.go.jp

4. 補足

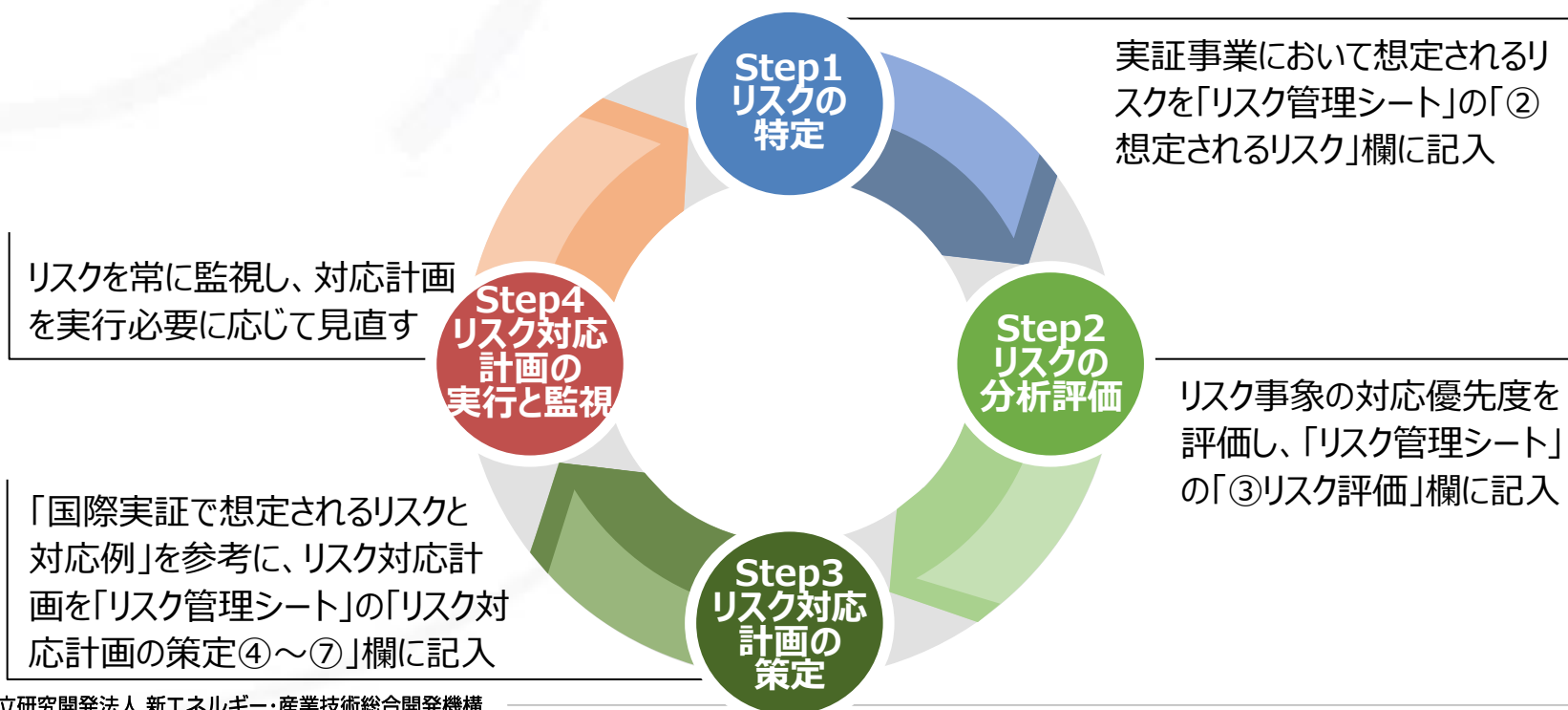


国際実証におけるリスクマネジメント 1/2



- 国際実証は、日本と異なる法律、商慣習、言語、文化の中で事業を行うため、国内の研究開発にはないリスクを多く抱える。
- NEDOはこれまでの経験を元に、事業者がこれらのリスクを適切に対処するための参考資料としてリスクマネジメントガイドラインをまとめた。
- 採択された事業者は、次頁に示す各項目について、Step1から4までをリスク管理シートに記載し、実証のリスクマネジメントに活用していただくとともに、同シートはステージゲート審査と事業化評価の審査対象資料の一つとして提出する。

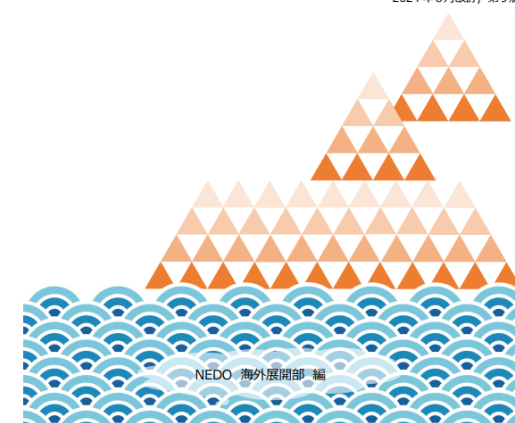
参考：<https://www.nedo.go.jp/content/100972493.pdf>



[NEDO 国際実証事業の助成・委託事業者用]

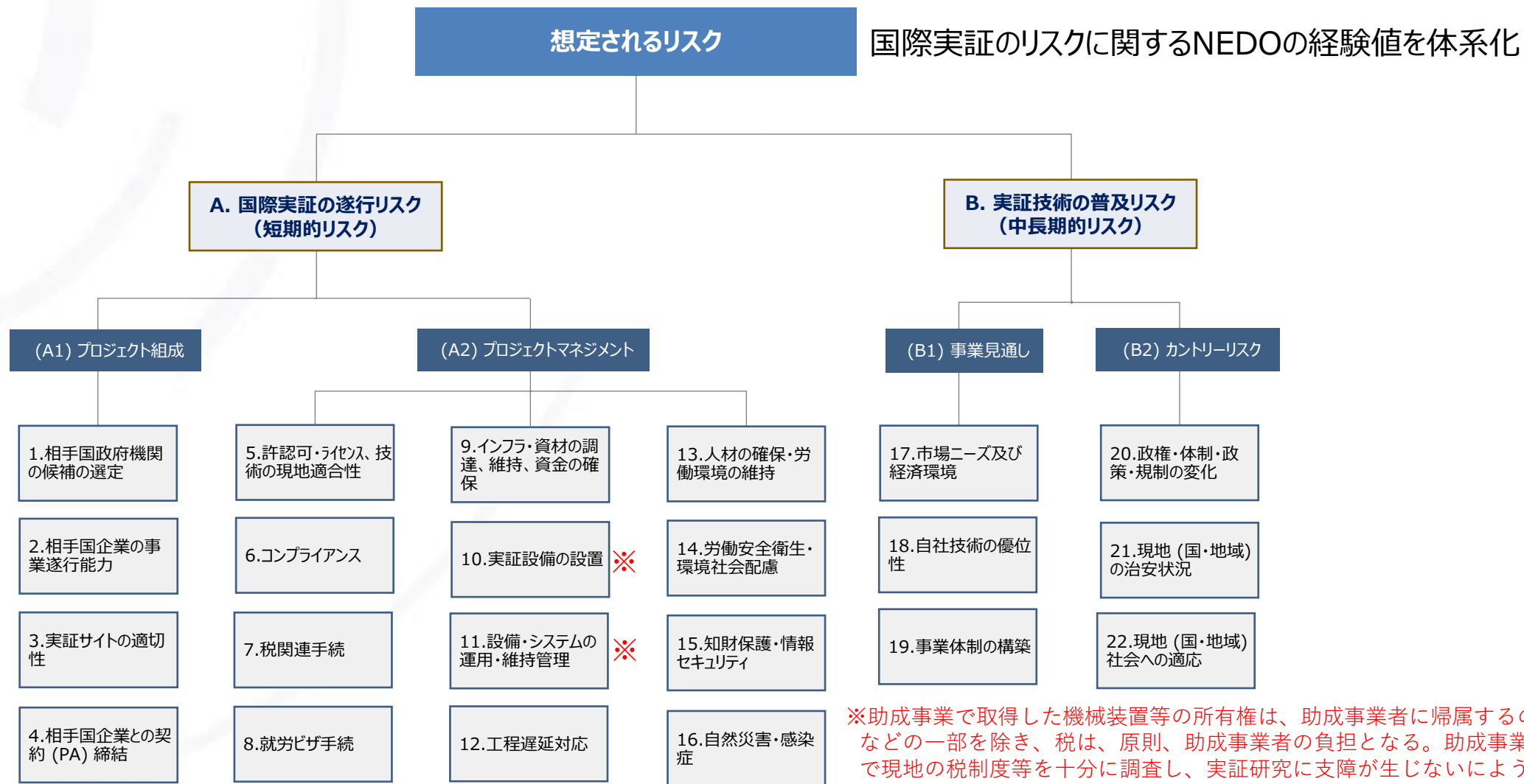
国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン

2024年8月改訂，第9版





国際実証におけるリスクマネジメント 2/2





取得財産の処分制限



参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル の「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「1.処分制限財産の処分」

- 1) 助成事業で取得した機械装置等（取得財産）の所有権は、助成事業者に帰属。
- 2) 補助金適正化法に基づき、助成事業者は助成期間終了後も、
 - ① **取得価格が単価50万円以上（消費税抜）の財産**について、
 - ② **処分制限期間(※)内**に処分（助成金の交付目的に沿って使用（＝目的内使用）しなくなること）する際にはNEDOの承認が必要であり、
 - ③ 当該期間は毎年度「取得財産等の使用・管理状況報告書」をNEDOに提出する（国際実証研究費助成金交付規程第15条5項）。

（※）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数を「処分制限期間」と読み替えて適用する。相手国に設置する財産の処分制限期間は、次頁の基本的考え方に基づき決定する。

（参考）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表

別表第1：「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」（建物、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具、等）

別表第2：「機械及び装置の耐用年数表」（鉄鋼業用設備、電気業用設備、ガス業用設備、熱供給業用設備、通信業用設備等）

別表第3：「無形減価償却資産の耐用年数表」（ダム使用権、特許権、熱供給施設利用権、等）

別表第4：「生物の耐用年数表」（牛、馬、豚等）

別表第5：「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」（構築物、機械及び装置）

別表第6：「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」（建物および建物附属設備、構築物、機械及び装置、ソフトウェア等）

（例）

「建物附属設備」の「電気設備」の「蓄電池電源設備」は6年

「電気業用設備」の「内燃力又はガスタービン発電設備」は15年

「機械及び装置」の「その他のもの」は4年

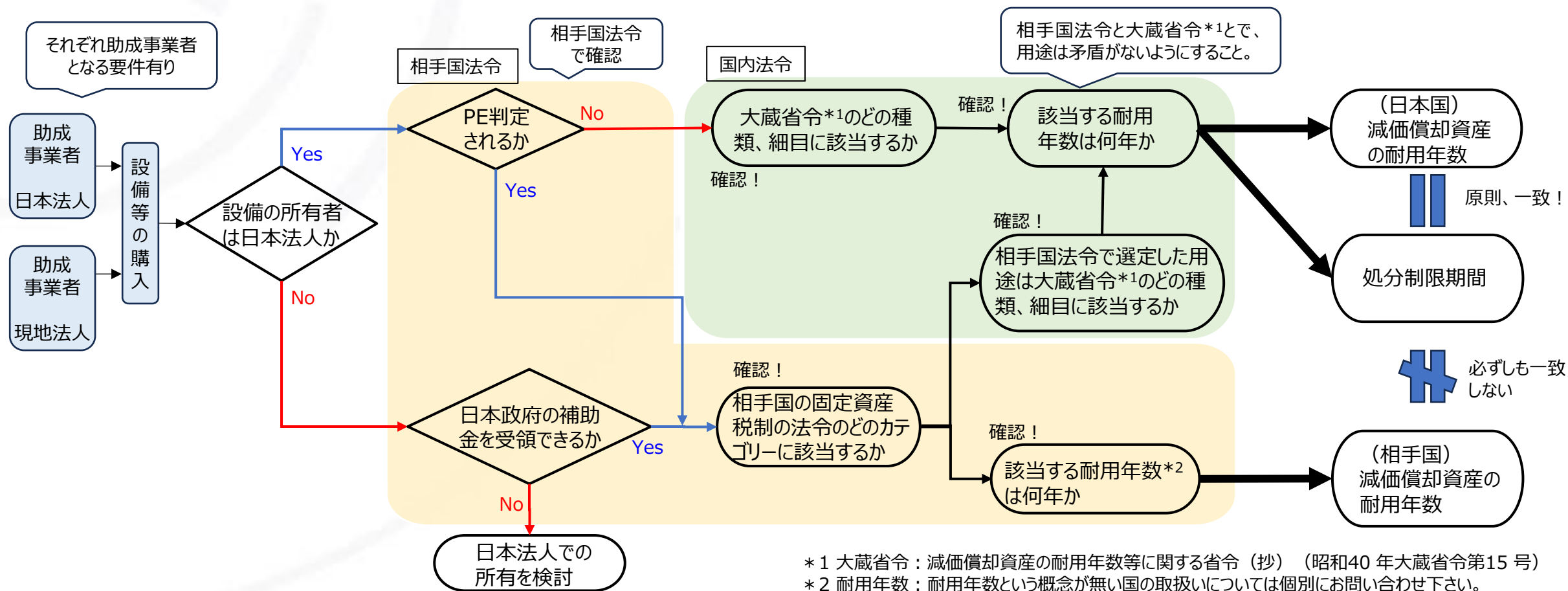
必ず最新版で確認のこと。



処分制限期間の基本的考え方



- 処分制限期間を決める場合は、相手国の法令も考慮して決める必要があります。

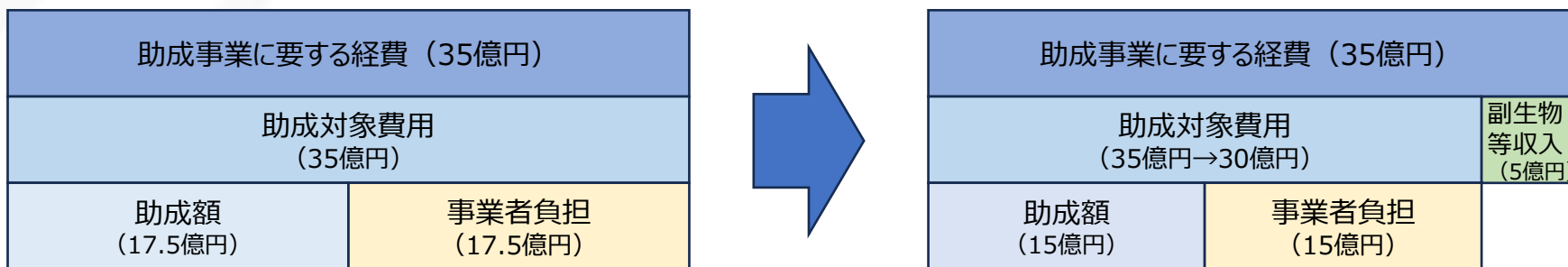




事業実施に基づき収入が発生する場合 1/2



- 1) 国際エネルギー実証事業は日本技術を海外で実証するための研究開発事業だが、実施過程で電力・水素等の有価物が発生する場合など、その売却により収入が得られることがある（以下、副生物等収入という。）。
- 2) 補助金適正化法第3条で補助金執行は「効率的に行うこと」と定められていることを受け、NEDOでは、実証期間中の助成対象費用から全ての副生物等収入を減じた額をもとに、助成金の額を計算する。



（詳細版）「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル（2025年度） P. 33

【収入が生じた場合には収入額を控除】助成事業を遂行する中で、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物が副生物として発生する場合のほか、交付申請書の事業内容に計画されたユーザー評価のためのサンプル提供などにより、助成事業者には収入がある場合は、以下の手順を行います。

Step1: 当該収入を得るために要した経費の助成対象費用(費目)を選択

Step2: 「月別項目別明細表」に当該収入額(消費税抜額)を控除※して計上

※当該収入を得るために NEDO 事業外で支出した費用について合理的に説明できる場合は、その額を加味して算出することが可能です。



事業実施に基づき収入が発生する場合 2/2



<重要>

- 副生物等収入には、以下も含む。
 - ✓ 実証終了時の棚卸し資産価額（売却されていない副生物等の売り上げ収入見込み）
 - ✓ 未入金収入（入金されていない収入）
 - ✓ 相手国政府等からの補助金・助成金等による収入
- 交付規程第9条第1項第三十六号における“必要な義務”に、副生物等収入の取り扱いも含む。

「国際実証研究費助成金交付規程」（一部改正 2024年3月29日2023年度規程第44号）

（交付に当たっての条件）

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

三十六 助成事業者が外国法人である場合、当該外国法人と親会社は、連帯して助成事業の期間に限らず金銭債務を含む本規程の条件を満たすべく必要な義務を履行すること。また、当該外国法人は、親会社を当該助成事業に係る国内代理人として選任し、親会社の役員又は従業員で日本に住所を有する者に当該助成事業の遂行に必要な権限及び責任を与えるものとし、親会社は当該外国法人より上記の権限及び責任を受任するものとする。



取得財産の処分制限(目的内使用と目的外使用) 1/2



<重要>

※本事業の交付目的は研究開発です。

- 助成期間終了後であっても、取得財産の処分制限期間（＝耐用年数期間）が満了するまでの間、助成事業者は当該取得財産を助成金の交付目的※に沿って使用する必要がある。
- 助成事業者が処分制限期間内に取得財産の処分（譲渡、交換、貸付け、担保、商用利用など）を希望する場合には、事前にNEDOの承認を得る必要がある。
- 助成金の交付目的に反した処分の場合は目的外使用として、一定の額をNEDOに返納する必要がある。

= 目的内使用

= 目的外使用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

※「大臣」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。



取得財産の処分制限(目的内使用と目的外使用) 1/2



処分制限期間（耐用年数期間）内に想定される取得財産の使用方法（NEDO事業終了後）の例

財産の保有者（所有権）			実証を継続するために使用※1	任意の使用
助成事業者	自ら使用		目的内使用 →財産処分に当たらず返納不要。	目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合※4で返納
	相手国企業に貸付	無償	（ただし、実証研究中に使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件※2を付した上で、納付条件を付さない。）	目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納
		有償	目的外使用 で財産処分とみなす →実証を継続するために使用するとNEDOの承認を受けた場合は、再処分条件※2を付した上で、財産処分の納付条件を付さない※3。なお、助成事業者は、貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び第16条を遵守すること。	目的外使用 で財産処分とみなす →貸付額※5×助成割合で返納
	有償譲渡			目的外使用 で財産処分とみなす →譲渡額※5×助成割合で返納
相手国企業	無償譲渡			目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納

注：本事業の交付目的は研究開発です。

※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合で、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。

※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。

※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。

※4 経費発生調書から次のとおり算出する。 助成割合 =
$$\frac{\{ \text{助成対象費用欄【e】の助成金額} - (\text{助成対象費用欄【e】のIV-2学術機関等共同研究費}) \} \text{の各年度累積額}}{\{ \text{（当年度発生額合計欄【b】の総計B）} - (\text{当年度発生額合計欄【b】のIV-2学術機関等共同研究費}) \} \text{の各年度累積額}}$$

※5 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。



収益納付 1/2



参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル の「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「2.企業化状況報告・収益納付」

- 助成事業者は、助成事業終了の翌年度以降5年間、「企業化状況報告書」をNEDOへ提出する必要がある。
- 本報告書により、助成事業者が助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合には、助成事業者は、NEDOの求めに応じ、収益の一部を納付する。ただし、助成金の確定額が上限。

1. 算出式

● 収益納付額 = 「助成事業に係る当該年度収益額※1」 × 「助成金寄与度※2」

※1 「助成事業に係る当該年度収益額」 = 営業利益 × (助成事業対象部分売上/売上高)

← 算定に当たって根拠となる資料（助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料）を添付。助成事業に係る収益を含む最小単位の損益計算書から算出。

例えば、当該プロジェクト、事業部門、地域単位、等。

※2 「助成金寄与度」 = (助成金確定額の1/5) / 各年度に要したコスト (注1)

(注1) (事業終了後の各年度の売上原価・販管費) × (助成事業対象部分売上/売上高) + 助成期間中の自己負担額の1/5 + 助成金確定額の1/5。

← 上記(単年度生産ベース)が基本だが、累積投資ベース(助成金確定額/助成対象費用(注2))も可。

(注2) 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエビデンスを求める。



- **収益額が少額の場合**：助成事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした助成金確定額の 1 % に満たない場合は、その年度は収益納付対象外とする。
- **中小企業の特例**：助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当し、企業化状況報告書の対象年度に赤字（営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字の場合）を計上した場合には対象年度の収益納付を免除できることとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（補助金等の交付の条件）

第七条

（略）

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。



処分制限、収益納付及び助成事業期間の関係



- 取得財産の処分制限期間（取得日から耐用年数）、収益納付対象期間（事業終了の翌年度以降5年間）及び助成事業期間の関係は以下のとおり。＜処分制限＞と＜収益納付＞は、原則、別ラインで動いている！例えば、収益納付対象期間に取得財産を譲渡しても、収益納付期間は5年間継続する。
- 唯一関係するのは、処分で生じた国庫返納額がある場合、その額が収益納付の上限額から減額されること。

